

国際交流基金ロサンゼルス日本文化センター
2023 年度継承日本語教育関連イベント支援事業
実施要領

1. 目的

本事業は、米国内に住む在留邦人の子等に対して日本語教育を実施または協力している団体が催す各種イベントを支援することにより、対象層における日本語教育の支援に貢献することを目的とする。

2. 対象事業

2024 年 3 月 31 日までに実施される継承日本語教育の振興を図ることを目的とした日本語関連行事（勉強会、ワークショップ、発表会、季節行事、スピーチコンテスト等）

※1 各申請につき 1000 ドル程度を上限として支援する。応募団体が多数となり本事業予算が不足する事態となった場合は、必要に応じて査定する

※2 負担可能な費目の例は次の通り。

- ・審査員・ゲストの招聘費用（謝礼、交通費、宿泊費）
- ・会場費（会場・備品使用料、技術サポート料等）
- ・参加日本語学習者への賞品費用（賞金はなし）
- ・イベントの配布資料・プログラム・チラシの制作費
- ・参加者・聴講者の団体交通費（貸切バス、バンなど）

以下の経費は支援の対象とならない

- ・宴会費用および接待費用
- ・飲食費
- ・プロジェクトに関連しない間接経費（管理費）
- ・運営部門の管理費（職員の給与、事務用品など）行事にかかわらず、申請者が定期的に開催する総会の開催に関する経費

詳細については申請前に担当者（jflaeducation@jpf.go.jp）へ確認すること

※3 申請される事業は当センターと共催合意書を締結し共催事業として実施する

3. 申請団体の条件

- (1) 海外在留邦人の子等に対する日本語教育を実施している非営利の民間団体であること
- (2) 応募時点で過去 1 年以上継続的に日本語教育を実施しており、今後も継続していく予定があること
- (3) 代表者および副代表者（事務責任者等）がそれぞれ選出されており、電話や e-mail 等で連絡がとれること
- (4) 自助グループの場合は、複数の家庭で構成されていること
- (5) 共催合意書を締結し遵守すること

(6) 国際交流基金が実施するアンケート調査等に協力すること

4. 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請書に記入された申請団体の名称、代表者・副代表者の氏名、活動概要、所属者数、希望図書等の情報は、国際交流基金の事業実績書、年報、ウェブサイト等において公表されることがあります。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

5. 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成13年法律第59号)のほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護の取組については、ウェブサイト (<https://www.jpf.go.jp/j/privacy/>) をご覧ください。
- (2) 申請書に記入された申請団体の名称、代表者・副代表者の氏名、活動概要、所属者数、希望図書等の情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の広報資料への掲載、統計資料作成等に利用されることがあります。

6. 応募用紙の提出をもって、上記3.~5.の取り扱いに同意したものとします。

以上